



令和7年度 物価高騰対応重点支援給付金について

令和6年所得税が定額減税額を下回った方等に対し、給付金（定額減税不足額給付）が支給されます。令和6年度に定額減税補足給付金（調整給付）を受給した方は、令和6年度受給分との差額になります。

不足額給付Ⅰ

対象	令和6年所得税が令和5年から変動し、定額減税しきれない額に不足が生じた方。 例1）令和5年より令和6年の所得が減少し、令和6年所得税が減少した方 例2）所得控除額が増えて令和5年より令和6年所得税が減少した方 例3）所得が増加したことにより、令和5年は非課税だったが令和6年は所得税課税者となり、定額減税しきれない額が生じた方
給付金額	定額減税可能額から課税額を引いた額（令和6年度受給分を除く）

不足額給付Ⅱ

対象	青色事業専従者、事業専従者（白色）および合計所得金額48万円超の方で、次の要件を満たす方 ① 令和6年分所得税および令和6年度住民税所得割が定額減税前で0円 ② 税制度上、「扶養親族」対象外 ③ 非課税等世帯向け給付金の対象世帯ではないこと ※令和5年度非課税世帯への給付金（7万円）、令和5年度均等割のみ課税世帯への給付金（10万円）、令和6年度非課税世帯への給付金（10万円）
給付金額	一人当たり4万円

申請方法 対象となる世帯には、申請書類を送付します。坂町で把握している振込口座が記載されていますので、**10月31日（金）まで**に内容を確認して返送してください。

問合せ 役場民生課 ☎820-1505

ごみ出しのルールとマナーを守りましょう

ごみの出し方が正しくないと、回収されず何週間も放置されたままになります。ルールを守らない人がいると、守らない人が増え、町が汚れていきます。正しい出し方とマナーを守り、きれいなまちづくりにご協力をお願いします。

- ごみは正しく分別してください。
- 決められた日に、決められたごみを出しましょう。
- 収集日当日の午前8時までに出してください。
- ごみを出した後は、備え付けのネットをかぶせるなど、カラスや猫によるごみの散乱を防ぎましょう。
- ごみステーションは、地域のみなさんが利用する場所です。日ごろから協力して地域の環境美化に努めましょう。



問合せ 役場環境防災課 ☎820-1506



お知らせ

「募集」「イベント」「お知らせ」など暮らしに役立つ情報をお届けします。



平成30年7月豪雨災害犠牲者追悼献花

平成30年7月豪雨災害で犠牲となられた方々に哀悼の意を表するため、自由献花を執り行います。

とき 7月6日（日）10時～12時 **ところ** 坂町自然災害伝承公園

※献花用の花は準備しています。

問合せ 役場環境防災課 ☎820-1506

坂町防災の日及び坂町防災週間について

7月6日は坂町防災の日

7月6日（日）の10時に、町内放送を行います。災害で犠牲となられた方々に哀悼の意を表するため、黙とうをささげましょう。

防災週間

坂町防災の日を含む1週間は坂町の防災週間です。災害時の非常持ち出し袋（飲料水、食料、常備薬など）や家族との連絡方法、避難場所等をあらためて確認し、災害に備えましょう。

7月1日（火）～7月7日（月）の期間、町民センター、シモハナ Hall、横浜ふれあいセンターで防災教育ビデオの上映とパネル展示を行います。ぜひご覧ください。

※坂町災害伝承ホールでは常時、上映、展示を行っています。

戸籍に記載予定の振り仮名の通知書を発送します

法改正により戸籍に氏名の振り仮名が追加されることに伴い、戸籍に記載予定の氏名の振り仮名をお知らせする通知書が本籍地の市区町村から随時送付されます。

坂町が本籍地の方については、**令和7年7月下旬**に発送予定です。

●通知書が届いたら…

通知書に記載された振り仮名を確認し、**振り仮名が正しい場合は令和8年5月26日以降、通知書通りの振り仮名が戸籍に自動的に記載されますので届出は不要です。**
※振り仮名が誤っている場合は、令和8年5月25日までに正しい振り仮名の届出が必要です。

【届出方法】 マイナポータル（電子申請）、市区町村役場（窓口・郵送）

詳しくは、右のQRコードをご確認いただくか、役場税務住民課にお問い合わせください。

問合せ 役場税務住民課 ☎820-1502

